

アテルイの里 水と緑の推進計画

～次の世代に継承するみどり輝きみず清く

こころ弾むアテルイの里を目指して～



「ケロ平」 designed by センウェンルー

平成29年3月

県南広域振興局保健福祉環境部

【目次】

1	計画の趣旨	1
2	計画対象区域について	1
3	計画期間について	2
4	計画の推進について	2
5	胆江地域の森林や河川の現状について	2
6	目指すべき流域について	5
7	基本目標（テーマ）について	5
8	私たちの取組	6
9	主なモニタリング指標	8

【資料】

1	岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例	1
2	岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	6

1 計画の趣旨

水は全ての生物にとって必要なものであり、豊かで清らかな水が、多様な生命を育み、特有な生態系を築く源となっています。

胆江地区は、東には北上山地、西には焼石連峰を中心とした緑豊かな森林があり、それらの森林に降った雨が集まり、胆沢川をはじめとした河川となり、飲み水や生活用水に利用されるだけでなく、農業用水や工業用水として地域の産業を支え、川魚やモクズガニなどの川の恵みが、ふるさとの食文化にも潤いを与えてきました。

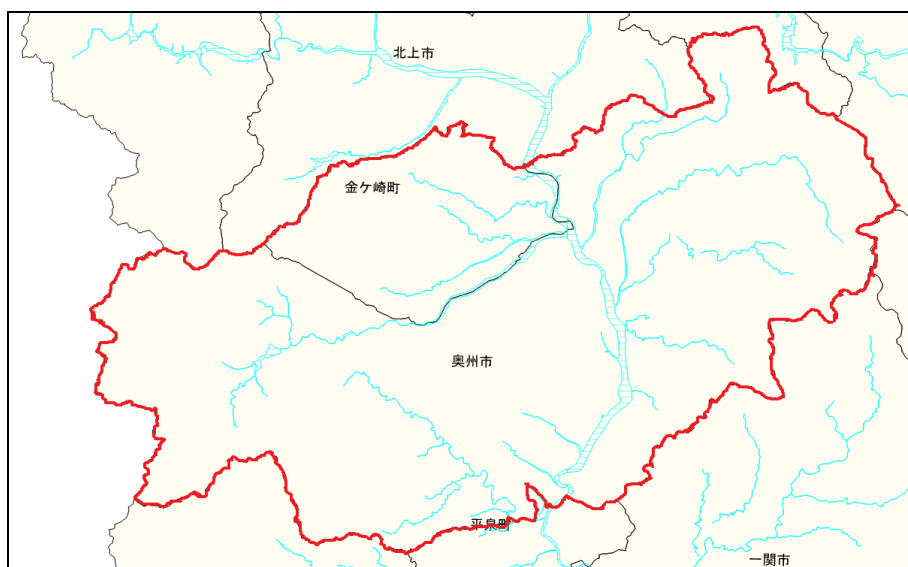
岩手県では、流域における豊かで健全な水の循環を次世代に引き継ぐことを目的として、平成 15 年 10 月に「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（平成 15 年岩手県条例第 64 号）が公布、施行されました。

本計画は、同条例第 7 条の規定に基づき、住民の皆様や団体、事業者、行政等の関係機関・団体が連携し、ふるさとの森や川等の保全、創造を図り、胆江地域の豊かな水や緑を次の世代に引継いでいくことを目的とするものです。

2 計画対象区域について

奥州市・金ヶ崎町の森林・河川等を対象とします。

なお、この対象地域には、25 河川があり、その中には、総延長約 233km の北上川水系の一級河川や総延長約 1,100km に及ぶ農業用水路もあります。



〈胆江地区の主な河川等〉

3 計画期間について

平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 ヶ年とします。

なお、計画の内容については、必要に応じて随時見直しを行うこととします。

4 計画の推進について

計画を実現していくために、『**胆江地域の豊かな水循環を推進する協議会**』[※]を開催するなどし、**住民の皆様や、団体、事業者、行政等**の関係者が連携し、みんなで計画を推進していきます。

※『**胆江地域の豊かな水循環を推進する協議会**』とは

市町や胆江地域の豊かな水循環の実現に取り組む地域団体等で構成された組織です。

5 胆江地域の森林や河川の現状について

(1) 地域の現状

胆江地域は、岩手県の内陸南部に位置し、地域の中央を北上川が流れています。地域の西方にそびえる焼石連峰は、栗駒国定公園に含まれ、ブナ原生林をはじめ、高山植物群落・湖沼群・草原等の優れた山岳景観を有する自然の宝庫です。

北上川の右部には、焼石連峰に源を発する胆沢川によって開かれた国内最大級の扇状地である胆沢扇状地が形成され、『日本三大散居集落』の 1 つに数えられる散居集落が、「えぐね（居久根）」と呼ばれる屋敷林を伴って農村風景を呈しています。平成 25 年 11 月 16 日には、全国屈指の巨大な胆沢ダムが竣工し、かんがい、上水道、発電等が開始されています。

北上川の左部には、北上高地に繋がる田園地帯である江刺平野や中山間地域が形成されています。

また、本地域は、本県屈指の農業地帯として、銘柄米・肉用牛・りんご・ピーマンなどの産地が形成されているほか、自動車産業・先端技術産業と伝統技術を承継した地場産業による特色ある産業地帯が形成されています。

(2) 森林の現状

胆江地域の平成25年度末における森林面積は66,164haで、地域全体の面積の約56.4%を占め、このうち約59.1%にあたる39,094haが民有林となっています。民有林の人工林面積は19,161ha、人工林率は49.0%で、県平均の42.6%を大きく上回っています。

これらの森林資源について、伐採更新や搬出間伐、造林などの森林施業を早急かつ計画的に実行していく必要があります。

《管内の森林の状況》

市町村名	区域面積 (ha)	森林面積(ha)			森林率 (%)	民有林		保安林面積 (ha)
		国有林	民有林	計		人工林面積(ha)	人工林率(%)	
金ヶ崎町	17,977	2,898	4,349	7,247	40.3	2,561	58.9	1,195
奥州市	99,335	24,172	34,746	58,918	59.3	16,600	47.8	12,786
小計	117,312	27,070	39,094	66,164	56.4	19,161	49.0	13,981
県計	1,527,889	391,922	783,791	1,175,715	77.0	333,735	42.6	140,292

(出典:平成26年度版 岩手県林業の指標)

(3) 河川等の現状

河川は、古来より地域の歴史・生活・風土等と密接な関わりを持ってきました。河川と地域の人々との関わりを大切にし、洪水等による災害を防ぎ、安心して暮らすことができ、それと同時に地域の人々がより一層親しめるよう川づくりが行われています。

環境意識の高まりから、最近では、環境に配慮した護岸工事や魚道整備など、地域の状況に応じた工事が行われてきました。

一方、生活様式の変化などにより、河川敷等でレジジャーを楽しむ中で、モラルが低い一部の者によるゴミの不法投棄が見られることから、ゴミ不法投棄防止策を一層強化していく必要があります。

胆江地域で県が管理している河川は、北上川水系1級河川が25河川あり、総延長は約233kmとなっており、各土地改良区等が管理している農業用水路等については、総延長約1,100kmに及んでいます。

《管内県管理河川状況》

(平成28年度現在)

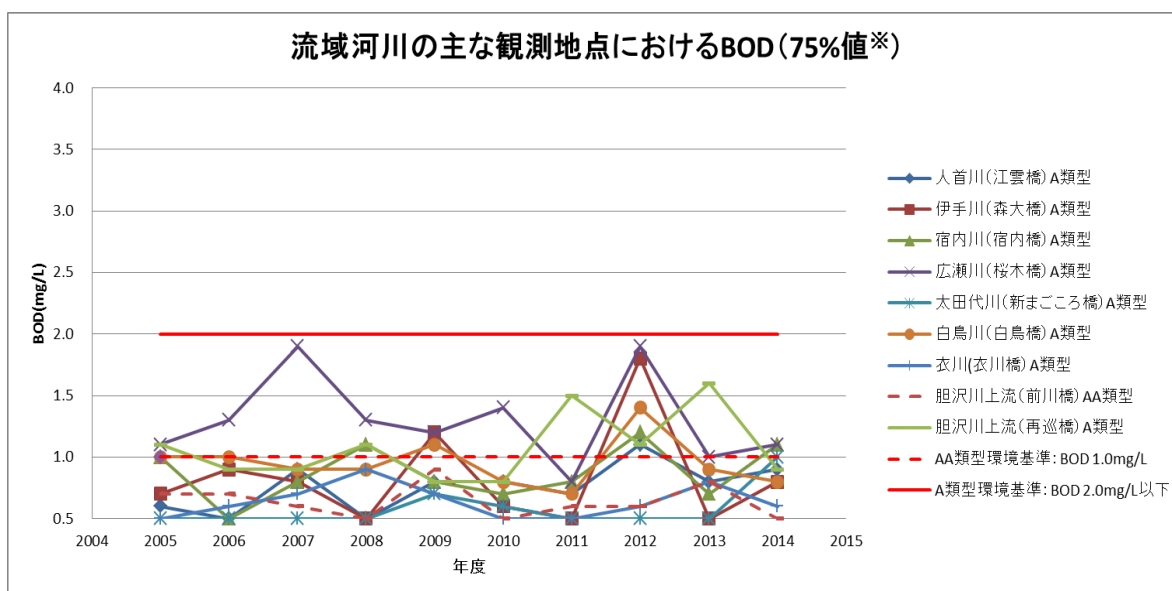
No	水系名	河川名	指定延長(m)
1	北上川	胆沢川(いさわ)	29,528
2		人首川(ひとかべ)	31,855
3		伊手川(いで)	20,500
4		広瀬川(ひろせ)	19,525
5		衣川(ころも)	27,000
6		宿内川(しゆくない)	13,746
7		黒沢川(くろさわ)	8,800
8		永沢川(ながさわ)	11,750
9		白鳥川(しろとり)	6,700
10		滝の沢川(たきのさわ)	3,200
11		南股川(みなみのまた)	11,000
12		大田代川(おおたしろ)	8,000
13		小田代川(おだしろ)	2,900
14		口内川(くちない)	10,400
15		尿前川(しとまえ)	4,700
16		荒沢川(あらさわ)	3,600
17		金山沢川(かなやまざわ)	1,200
18		岩堰川(いわげき)	5,000
19		渋川(しぶ)	1,800
20		天神川(てんじん)	1,000
21		田谷川(たや)	450
22		澗河沢川(でんがわさわ)	2,400
23		山内川(やまうち)	2,600
24		荒谷川(あらや)	2,600
25		三沢川(みさわ)	2,500
計		25河川	232,754

(出典:県南広域振興局土木部資料)

(4) 水質の現状

国及び県では、毎年、公共用水域における有害物質や有機物の汚染状況調査を実施しており、流域内では、国の観測を6箇所、県の観測を9箇所で行っています。それらの調査の結果は比較的良好で、生活環境の保全に関する環境基準の代表的指数であるBOD※は環境基準が達成されていますが、一部の河川では、同じく生活環境項目の指標である大腸菌群数が環境基準値を超過している事例が見られます。

また、ゴミの不法投棄や、家庭から排出される雑排水による水質の汚濁が懸念されており、ゴミの不法投棄防止策や汚水処理施設の計画的整備、住民への普及啓発などを、一層推進していく必要があります。



※『BOD』とは

BOD（生物化学的酸素要求量）とは、微生物が河川水や排水中の汚濁物質（有機物）を分解するときに必要とする酸素量で、水質汚濁を示す代表的な指標です。（この数値が大きいほど、汚染物質が多いことになります。）

BOD の評価は、年間を通じた日間平均値の全データについて「75%値」を環境基準の値と比較して行います。「75%値」とは、年間を通じた日間平均値の全データについて値の小さいものから順に並べたときに、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）にくるデータを言います。

6 目指すべき流域について

次のような流域を目指していきます。

- (1) 川に恵みをもたらす森が適正に整備・管理された緑豊かな流域
- (2) 良好な水質が保たれ、ホタルをはじめとした元来の多様な生物が生息する豊かな流域
- (3) 森や川に親しみ、それらの自然とのふれあいを通じて、子供達の健全な人格を培い、豊かな人間性が育まれる流域
- (4) 住民・団体・事業者・行政等の連携・協働により、環境に配慮された人と自然が共生した流域

7 基本目標(テーマ)について

本計画の基本目標(テーマ)を次のとおりとします。

～次の世代に継承するみどり輝きみず清く

こころ弾むアテルイの里を目指して～

8 私たちの取組

胆江地域では、多くの方々が森や川を守るため、自主的な活動に取り組んでいます。その活動を一層活発にし、目指すべき流域に向かっていくため、関係者が連携・協働しながら、取り組んでいきます。

(1) 『川に恵みをもたらす森が適正に整備・管理された緑豊かな流域』のために

☆ 主な取組

- ① 人工林の計画的な伐採を促進し、再生林などによる森林資源の維持・造成を図ります。
- ② 水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。
- ③ 森林所有者、森林組合等だけでなく、地域住民や企業、森林ボランティアによる間伐や下草刈り、植樹を実施し、健全な森林の育成に努めます。
- ④ 多様な生物の育成・生息の場として、その土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や多様な樹種から構成されるバランスの良い森林づくりを目指します。

(2) 『良好な水質が保たれ、ホタルをはじめとした元来の多様な生物が生息する豊かな流域』のために

☆ 主な取組

- ① 河川等の水質調査を実施するとともに、排水規制特定事業所に立入検査を実施し、排出水の汚染状況を監視します。
- ② 下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備を進め、汚水の適正処理を進めます。
- ③ 企業においては、事業活動における環境負荷低減に努め、地域住民等に対し、これらの取組を積極的に情報提供します。
- ④ ホタルなど、在来の生物が保全される取組を行います。

(3) 『森や川に親しみ、それらの自然とのふれあいを通じて、子供達の健全な人格を培い、豊かな人間性が育まれる流域』のために

☆ 主な取組

- ① 森林の整備、河川敷の草刈りや清掃活動等により、自然と親しむ場を整備するとともに、児童、学生が森林体験や親水活動を体験できる場を提供します。
- ② 小、中学校では、森林・道路・河川等における清掃活動をはじめとした環境美化活動、森林体験、水生生物調査などの環境教育を実施します。
- ③ 児童等の自然体験、環境学習を支援するため、環境アドバイザー、環境学習サポーター等を派遣します。
- ④ 地域の環境保全、環境学習指導を担う人材を育成します。



(4) 『住民・団体・事業者・行政等の連携・協働により、環境に配慮された人と自然が共生した流域』のために

☆ 主な取組

- ① 森や川の環境を守るため、各機関が連携して不法投棄パトロールを実施します。
- ② 地域住民、企業、各種団体と施設管理者のアドプト協定による、農業水利施設の維持管理や、県と企業との協定による森林整備の活動を支援します。
- ③ 管内の各団体・機関が連携し、情報交換や協働連携した事業を計画・実施する機会を設けます。



9 主なモニタリング指標

目指すべき 流 域	取 組 指 標	現 状	目 標
(1)	造林面積	1 ha (H27)	20 ha (H30)
(2)	河川の環境基準 (BOD) 達成率	100 % (H27)	100 % (H37)
	水洗化人口割合	70.0 % (H27)	73.2%(H30)*
	工場 (製造業) の排水基準適合率	92.6 % (H27)	100 % (H37)
	環境報告会の開催・環境報告書の発行数	20 社(H27)	20 社(H37)
(3)	環境保全活動実施団体数	22 団体(H27)	22 団体(H37)
	水生生物調査実施件数	21 件(H27)	20 件(H37)
	小中学校の環境学習実施校割合	100%(H27)	100%(H37)
	人材育成事業の実施回数	1 回 (H27)	1 回 (H37)
(4)	廃棄物不法投棄合同パトロールの実施回数	1 回(H27)	1 回 (H37)
	水田における地域協働等の取組面積割合	90.8 % (H27)	91.3 % (H30)

注) カッコ内の数字は現状・目標年 (年度)

*水洗化人口割合目標値については、県南広域管内の値

【 資 料 】

○岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例

平成 10 年 3 月 30 日条例第 22 号

改正

平成 11 年 12 月 17 日条例第 79 号

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例をここに公布する。

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

第 1 節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針（第 10 条）

第 2 節 環境基本計画等（第 11 条・第 12 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策等

第 1 節 環境の保全及び創造に関する施策（第 13 条—第 25 条）

第 2 節 地球環境の保全の推進（第 26 条）

附則

私たちの住む地球では、悠久の時を経て、多様性に富んだ生態系を持つ環境が作り上げられてきた。人間は、その環境の恵みを受けつつ、知恵を蓄え、技術を身に付け、文化を築いてきた。

近代になって、人間が利便性や快適性を求めて、急速に天然資源や化石エネルギーを消費するようになったことなどから、自然のバランスが崩れ、地球環境に変化の兆しがみられるまでになった。このまま推移した場合には、地球上の生命が維持できなくなることが危ぐされる。

ここ岩手の地では、緑豊かな奥羽山脈や北上高地、三陸の海などの大自然の恵みを受け、古来より風土に根ざした共生の文化が築かれてきた。しかし、ここにも人間の活動の拡大が、原生的自然の減少や廃棄物の増大など見過ごすことのできない環境問題をもたらしつつある。

環境の恵みは、水、大気、森林等によって構成されている環境が総体として良好に形成されることによって、それぞれの地域で享受されるものであり、環境を守るための地域地域における行動の積み重ねが地球環境の保全につながるものである。私たちは、正に人間が環境の中で生かされているものであり、その環境が人間のみならず、すべての生命の母体であることを深く認識し、環境の保全と創造に向かって、地域からの一歩を力強く踏み出さなければならない。

環境と人間との関係が根源から問い直されている今、人知を結集し、環境の時代の新しい価値観と科学的知見を持ち、先見して、持続的な発展とゆとりのある生活をもたらすより良い環境を守り育て、将来の世代に継承していくことこそ、私たちの世代の最大の責務である。

ここに私たちは、魅力のある可能性の大地、この岩手で、恵み豊かな環境と共生する地域社会を共に築いていくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者、県及び市町村の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成 11 年条例 79 号〕

（定義）

第 2 条 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、県民が豊かな岩手の自然及び文化の中で生かされていることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを旨として、すべての県民の参加、連携及び協力によって行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会が形成されることにより、多様な自然に恵まれた安全で快適な環境が確保され、将来の世代も豊かな環境の恵みを楽しむように行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における環境の保全に関する活動の集積により成し遂げられることにかんがみ、県民が地球的な見地から地域の環境を考え、及び行動することによって行われなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、その日常生活と環境とのかかわり合いを認識し、環境への負荷の少ない行動に自ら努めるものとする。

2 県民は、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動（以下「環境保全活動」という。）への積極的な参加に努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

一部改正〔平成11年条例79号〕

(事業者の責務)

第5条 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等による環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

一部改正〔平成11年条例79号〕

(県の責務)

第6条 県は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、広域的な見地から、市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策の総合調整に当たるものとする。

3 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、必要に応じて、国及び他の都道府県と協力するものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成11年条例79号〕

(相互連携等)

第8条 県民、事業者、県及び市町村は、相互に連携し、及び協力して環境の保全及び創造に努めるものとする。

(年次報告書)

第9条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、及びこれを公表しなければならない。この場合においては、当該施策に関する目標の達成の状況を可能な限り明らかにすることに努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

第1節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(環境の保全及び創造に関する施策の基本方針)

第10条 県は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の体系的な保全及び創造を図るとともに、野生動植物の保護、地域に固有の生態系の確保その他の生物の多様性の確保を図ること。

(2) 資源の採取から廃棄に至る各段階における廃棄物の発生の抑制、資源としての再利用及び再生利用並びに適正な処分を図るとともに、資源及びエネルギーの効率的な利用、新エネルギーの利用等を促進すること。

(3) 公害の防止及び有害な化学物質等による大気、水、土壌等の汚染の防止を図り、安全な環境を確保すること。

(4) 水と緑に親しむことのできる生活空間及び優れた景観の保全及び創造、公共の場所等の美観の保持並びに周囲の自然と調和した歴史的文化的環境の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保すること。

(5) 水系等により環境に関して密接なつながりを有する地域は、一体的にその環境をとらえるとともに、当該地域の住民の積極的な参加、連携及び協力による環境の保全及び創造を推進すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第11条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の水準)

第12条 県は、県民、事業者及び市町村の理解及び協力の下に、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進し、環境について高い水準を確保するよう努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

第1節 環境の保全及び創造に関する施策

(県民参加及び情報提供)

第13条 県は、環境基本計画並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定への県民の参加について必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境の保全及び創造に資するため、環境の保全及び創造に関する情報の県民への提供について必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した施策の策定等)

第14条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境に配慮した事業等の誘導)

第15条 県は、事業者による土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「事業等」という。）が環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 県は、事業等を行う事業者が、その事業等の実施に当たりあらかじめその事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業等に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第17条 県は、公害の防止を図るため、その原因となる行為に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全を図るため、規制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成等の措置)

第18条 県は、県民又は事業者による環境の保全について配慮した施設の整備等を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境美化に関する意識の向上)

第19条 県は、公共の場所等の美観を損なう行為を防止するため、県民の環境美化に関する意識の向上を図るよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第20条 県は、青少年をはじめ広く県民及び事業者が環境と人とのかわり合いについての理解を深めることができるよう、環境に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第21条 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間団体が自発的に行う環境保全活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人材等の育成)

第22条 県は、環境の保全及び創造に資する専門的知識を有する人材並びに環境保全活動の指導者の育成について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第23条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備を行うものとする。

(科学技術の振興)

第24条 県は、国の試験研究機関、大学、民間等との協力の下に、環境に関する科学技術の研究開発の総合的な推進及びその成果の普及について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化的環境の保全)

第25条 県は、歴史にはぐくまれた文化的環境の保全について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第26条 県は、地球環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 県は、国、国際機関等と連携し、海外の地方公共団体その他の団体等との間で環境の保全に関する技術の相互協力を行う等地球環境の保全に関する国際協力を努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 岩手県公害防止条例(昭和46年岩手県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「他の法令に特別の定めがある場合を除くほか」を「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成10年岩手県条例第22号)第3条に定める基本理念にのっとり」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 公害 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第2条第3項に規定する公害をいう。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条及び第10条 削除

第11条の見出しを「(公害の状況の公表)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第14条を次のように改める。

第14条 削除

3 [岩手県自然環境保全条例](#)(昭和48年岩手県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第1条中「自然環境の保全の基本理念その他」を「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成10年岩手県条例第22号)第3条に定める基本理念にのっとり、」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条を次のように改める。

(県等の責務)

第4条 県、市町村、事業者及び県民は、自然環境の適正な保全が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

第6条から第10条までを次のように改める。

第6条から第10条まで 削除

附 則 (平成11年12月17日条例第79号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

平成 15 年 10 月 9 日条例第 64 号

岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例をここに公布する。

岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、[岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 3 条](#)に定める基本理念にのっとり、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境保全上健全な水循環の確保に寄与し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造 森林、河川等及び海岸等における多様な自然環境を人の活動と調和を図りながら体系的に保全するとともに、健全な生態系等を維持し、及び回復させ、並びに県民と自然とが共生できる環境をつくりだすことをいう。
- (2) 河川等 河川、湖沼、ため池及び農業用排水路並びにこれらに類するものをいう。
- (3) 海岸等 海岸及び沿岸海域をいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の責務)

第 4 条 県民は、その日常生活において、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動において、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相互協力)

第 6 条 県民、事業者及び民間の団体（以下「県民等」という。）並びに県及び市町村は、相互に連携し、及び協力してふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるものとする。

(流域基本計画)

第 7 条 知事は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、流域ごとにふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「流域基本計画」という。）を定めなければならない。

2 流域基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関し、流域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、流域ごとのふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、流域基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等並びに関係する市町村及び国の機関等の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、流域基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、流域基本計画の変更について準用する。

(森林に関する施策)

第 8 条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、森林が有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする森林に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 県民等の参加による森林の整備及び保全
- (2) 豊かな自然環境の再生に向けた森林の整備
- (3) 多様で健全な森林の整備及び保全
- (4) 森林資源の循環的な利用

(河川等に関する施策)

第 9 条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、河川等有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする河川等に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 県民等の参加による河川等の整備及び保全
- (2) 自然環境と調和した河川等の整備及び保全
- (3) 人と水とが触れ合うことができる河川等の整備及び保全

(海岸等に関する施策)

第10条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、海岸等が有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする海岸等に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 県民等の参加による海岸等の整備及び保全
- (2) 自然環境と調和した海岸の整備及び保全
- (3) 沿岸海域における水質の保全並びに干潟及び藻場の保全

(施策の実施に当たっての配慮)

第11条 県は、前3条の施策の実施に当たっては、動植物の生息地又は生育地の確保その他の自然環境の保全に配慮するものとする。

(水質汚濁の未然防止に関する施策)

第12条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、良好な水質が保全されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容として、水質汚濁を未然に防止するための施策を講ずるものとする。

- (1) 閉鎖性の高い水域における富栄養化の防止
- (2) 流域の特性に応じた水質汚濁の原因となる物質の排出の抑制
- (3) 水質汚濁を未然に防止するための調査研究

(環境教育の推進)

第13条 県は、県民及び事業者がふるさとの森と川と海の保全及び創造についての理解を深めることができよう、環境に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第14条 県は、県民等が自発的に行うふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動を促進するため、河川の上流地域及び下流地域の住民相互の交流及び連携の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(ふるさとの森と川と海の月間)

第15条 県は、県民の間に広くふるさとの森と川と海の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動への積極的な参加を促進するため、ふるさとの森と川と海の月間を設ける。

- 2 前項のふるさとの森と川と海の月間は、知事が別に定める。

(施策の推進体制)

第16条 県は、流域ごとに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を、県民等並びに関係する市町村及び国の機関と連携して整備するものとする。

(調査研究)

第17条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(施策の評価)

第18条 知事は、流域ごとのふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の推進状況を的確に把握し、その施策が、流域を一体とした観点から、環境保全上健全な水循環の確保に寄与しているかを評価し、及びその結果を公表するものとする。

(市町村に対する支援)

第19条 県は、市町村がふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、必要に応じ、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国への要請等)

第21条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請し、及び他の地方公共団体に協力を求めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



アテルイの里水と緑の推進計画

岩手県南広域振興局保健福祉環境部

〒023-0053 岩手県奥州市水沢区大手町 5-5

電話 0197-48-2422

FAX 0197-25-4106

E-Mail BD0003@pref.iwate.jp